

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

### 【1】販路拡大・海外展開

- 平成30年度第2次補正小規模事業者持続化補助金(商工会議所管轄地域向け)の公募【新規】 .....1 経済産業局
- 中小企業等外国出願支援事業の募集【新規】 .....2 経済産業局
- コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金(J-LOD)(試作映像等の制作事業)の公募 .....3 経済産業局
- コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金(J-LOD)(ローカライズおよびプロモーション事業)の公募 .....4 経済産業局
- 北海道どさんこプラザ・テスト販売品(第3四半期分)の募集について【新規】 .....5 北海道
- 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内【新規】 .....6 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 .....7 北海道
- 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について .....8 北海道

### 【2】経営支援・ものづくり

- 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の募集【新規】 .....9 経済産業局
- 社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入補助金)の公募【新規】 .....10 経済産業局
- 平成30年度第2次補正予算 事業承継補助金の募集【新規】 .....11 経済産業局
- 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の募集【新規】 .....12 経済産業局
- ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金)の公募【新規】 .....13 経済産業局
- 石油製品安定供給確保支援補助事業(住民拠点サービスステーション整備補助事業)の公募 .....14 経済産業局
- 社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油製品タンク等利用促進対策事業)の公募 .....15 経済産業局
- 商店街活性化・観光消費創出事業の公募 .....16 経済産業局
- 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)の2次募集 .....17 経済産業局
- 軽減税率対策補助金の申請を受け付けています .....18 経済産業局
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内 .....19 中小企業総合支援センター
- 「北海道新技術・新製品開発賞」の募集【新規】 .....20 北海道
- 知財マネジメント普及モデル事業のご案内 .....21 北海道

### 【3】融資

- 北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)のご案内 .....22 北海道
- 北海道の創業者向け融資制度のご案内 .....23 北海道
- 北海道の融資制度で借換ができます【更新】 .....24 北海道
- 防災・減災貸付のご案内【更新】 .....25 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 .....26 北海道

### 【4】雇用の確保

- 高度外国人材の中堅・中小企業での活躍を応援します【新規】 .....27 経済産業局
- キャリアアップ助成金について .....28 北海道労働局
- 人材開発支援助成金について .....29 北海道労働局
- 人材確保等支援助成金について .....30 北海道労働局
- 雇用調整助成金について .....31 北海道労働局
- 中途採用等支援助成金(生涯現役起業支援コース)について .....32 北海道労働局
- 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る「地域雇用開発助成金」特例支給【更新】 .....33 北海道
- 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】 .....34 北海道

- 「働き方改革プラン」の活用について …… 35 北海道
- 労働相談窓口のご案内 …… 36 北海道

## 【5】人材育成

- 中小企業大学校旭川校6月～7月開講講座のご案内【更新】 …… 37 中小企業大学校旭川校
- 中小企業大学校旭川校 サテライト・ゼミ苫小牧のご案内 …… 42 中小企業大学校旭川校
- 「生産性向上支援訓練」のご案内 …… 43 ポリテクセンター北海道
- 能力開発セミナー(6～8月開講予定)のご案内【更新】 …… 44 北海道

## 【6】各種相談

(再掲)

- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【1】に掲載 …… 7 北海道
- 知財マネジメント普及モデル事業のご案内【2】に掲載 …… 21 北海道
- 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【4】に掲載 …… 34 北海道
- 労働相談窓口のご案内【4】に掲載 …… 36 北海道

## 【7】イベント・セミナー

- 知的財産権制度説明会(初心者向け)を開催します【新規】 …… 45 経済産業局
- 第5回北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会を開催します【新規】 …… 46 北海道

## 【8】その他

- 災害時における円滑な燃料供給体制実現に向けた検討会報告書【新規】 …… 47 経済産業局
- 2019年4月1日より、新たな特許料等の減免制度が始まります …… 48 経済産業局
- 中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック …… 49 経済産業局
- 北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について【新規】 …… 50 北海道
- 北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を募集中【更新】 …… 51 開発局
- 「公共施設見学ツアー」を企画・催行する旅行会社等の募集【更新】 …… 52 開発局

平成 30 年度第 2 次補正小規模事業者持続化補助金（商工会議所管轄地域向け）の  
公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

日本商工会議所では、平成 30 年度第 2 次補正小規模事業者持続化補助金（商工会議所管轄地域向け）の公募を開始しました。

今回の公募は商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者のみを対象としています。

◆事業概要

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む地道な販路開拓等の経費の一部を補助します。

◆公募内容

【対象者】

小規模事業者

【補助率】

補助対象経費の 2/3 分以内

【補助上限額】

50 万円

100 万円（創業支援等事業の支援を受けた事業者、買い物弱者対策事業）

500 万円（複数の事業者が連携した共同事業）

◆申請

公募要領・応募手続き等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://h30.jizokukahojokin.info/>

公募締切：2019 年 6 月 12 日（水）※当日消印有効

◆問い合わせ先

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

TEL：03-6447-2389（9:30～12:00、13:00～17:30／土日祝日、年末年始除く）

平成 31 年度中小企業等外国出願支援事業の募集を開始します  
～ 海外展開を目指す中小企業等の特許や商標の出願経費を助成 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、(公財)北海道中小企業総合支援センターを通じて、中小企業等が行う産業財産権の外国出願に要する経費の一部を助成しています。

外国における権利の取得は、海外市場での販路開拓や営業展開、模倣被害への対策に有効です。

本事業では、出願手数料や現地・国内代理人費用、翻訳費用等の助成を行い、中小企業等の戦略的な海外展開を支援するものです。

◆概要

【対象案件】

申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、年度内に同じ内容で外国に出願する予定のもの。  
(国内出願と予定している外国出願が、ともに申請者である中小企業者の名義であること)

【対象者】

- ・道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ
- ・地域団体商標の外国出願については、商工会議所、商工会、NPO 法人も対象

【補助率】

対象経費の 1/2 以内

【補助上限額】

《1 企業に対する補助金の上限額》

- ・1 事業年度内: 300 万円

《1 出願に対する補助金の上限額》

- ・特許: 150 万円
- ・実用新案、意匠、商標: 60 万円
- ・冒認対策商標: 30 万円 (海外での第三者による抜け駆け出願対策を目的とした商標出願)

【対象経費】

外国特許庁への出願料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用 等

◆申請方法

公募要領等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [https://www.hsc.or.jp/consul/overseas\\_application/](https://www.hsc.or.jp/consul/overseas_application/)

公募締切: 2019 年 6 月 3 日(月)

◆申請・問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター企業振興部助成支援グループ  
〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 経済センタービル 9 階  
TEL: 011-232-2403  
FAX: 011-232-2011  
E-mail: [info@hsc.or.jp](mailto:info@hsc.or.jp)

平成 30 年度補正予算コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金（J-L0D）  
（試作映像等の制作事業）の公募を開始しました

（北海道経済産業局）

（特非）映像産業振興機構（VIPO）（補助金事務局）では、平成 30 年度補正予算コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金（J-L0D）のうち「海外展開を目指すコンテンツの企画・開発として試作映像等を制作する事業」の公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大および訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした支援をします。

◆公募内容

海外展開を目指すコンテンツの企画・開発として試作映像等を制作する事業に係る経費の一部を補助します。

【対象者】

日本の法令に基づき設立された法人、本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

【補助対象事業】

以下の要件をすべて満たした事業

- ・本制作するコンテンツが海外発信を想定していること
- ・制作会社が本制作されたコンテンツの著作権またはこれに関連する権利の一部または全部を持つこと

または著作権等の権利を保有しない場合にあっては制作会社が本制作されたコンテンツでレベニューシェアを受けること

補助率：対象経費の 1/2

上限額：1 社につき 3,000 万円

【補助対象経費】

海外展開を行う際の制作に関する費用（映像制作費用、システム開発費用、コンセプトアート等の制作費用、脚本費、翻訳費、人件費）、海外出展等に関する費用（海外でのピッチング等を目的とする場合の航空券代、宿泊費、現地移動費、出展料、ブース料、参加登録料等）

◆応募方法・問い合わせ先

公募要領・応募手続き及びお問い合わせ等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lod/>

事務局：（特非）映像産業振興機構

公募締切：2019 年 10 月 31 日（木）（予算がなくなり次第終了）

平成 30 年度補正予算 コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金 (J-LOD)  
(ローカライズおよびプロモーション事業) の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省は、2019 年 2 月 18 日(月)から平成 30 年度補正予算 コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金(J-LOD)のうちコンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズおよびプロモーションを行う事業の公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大および訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした支援をします。

◆公募内容

コンテンツが主体となった又はコンテンツを有効活用した海外展開を行う際のローカライズ及びプロモーションを行う事業に係る経費の一部を補助。

【対象者】

日本の法令に基づき設立された法人、地方自治法で定められた地方公共団体、条件を満たした海外現地法人等

【補助対象事業】

- コンテンツが主体となって海外展開を促進する事業  
補助率:対象経費の 1/2、特例として対象経費の 2/3  
上限額:1 案件につき 2,000 万円、1 社につき 4,000 万円
- コンテンツを有効活用して海外展開を促進する事業  
補助率:対象経費の 1/3  
上限額:1 案件につき 2,000 万円、1 社につき 4,000 万円

【補助対象経費】

海外展開を行う際の海外渡航に関する経費、出展・参加に関する経費、会場・施工に関する経費、事業運営に関する経費、広報宣伝に関する経費、ローカライズに関する経費

◆応募方法・問い合わせ先

公募要領・応募手続き及びお問い合わせ等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lod/>

事務局:特定非営利活動法人映像産業振興機構

公募期間:予算がなくなるまで



北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第3四半期分）の募集について **【新規】**

（北海道）

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店)内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品(一次産品含む)の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光PRができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

---

6月10日から7月10日まで、令和元年10～12月の期間中催事を開催する事業者様を募集しています。

◆応募商品の要件

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの(農林水産物、加工食品、工芸品等)(以下、「道産品」といいます。)

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆販売商品

催事会場で販売できる商品は、次のとおりです。

- (1)自ら生産、製造、加工した道産品
- (2)自社企画商品で道内で委託製造している道産品(上記(1)に付随して販売する場合に限りです。)

◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。
- (4)実演用のコールドテーブル1台は無料でご利用いただけます(札幌店の場合はご利用いただけない場合があります)。

◆募集期間

6月10日(月)から7月10日(水)まで

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo\\_ms\\_saiji.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm)

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ (TEL:011-204-5766)

表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内【新規】

(北海道)

道が表彰・認定した商品の開発等を行った企業の更なるステップアップと道の表彰・認定制度の知名度向上を図るため、企業の販路開拓に向けた取組をサポートするパッケージ型のフォローアップを実施しています。

◆対象となる表彰・認定制度

表彰・認定名	表彰等の趣旨	募集期間等
新商品トライアル制度	「新商品の生産により新事業分野の開拓を行う事業者」を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品の販路開拓を支援します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm</a>	7月頃予定
北海道新技術・新製品開発賞	本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H31shinseihinkaihatsushou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H31shinseihinkaihatsushou.htm</a>	4月17日(水) ～6月14日(金)
北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm</a>	6月頃予定

◆サポート期間

上記表彰等を受賞後、3年間(但し、中小企業総合振興資金による融資及び道発注工事の総合評価落札方式における評価項目での加点は除く)。

◆サポートの内容

- ・道庁本庁舎1階道政広報コーナーでのパネルや商品展示など道の施設でのPR
- ・中小企業総合振興資金による融資
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(新商品トライアル制度は除く)
- ・ビジネス EXPO や産業交流展など各種展示会への出展・PR
- ・道のホームページ内のポータルサイトでの商品の紹介 など

※詳細については、道の表彰・認定企業等ポータルサイトをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 経済企画局経済企画課 経済調査グループ  
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5139



## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

### 農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

#### 北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

#### ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

#### ◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

## 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

### ◆用途

1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合

- ① 北海道内で生産された農林水産物
- ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
  - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
  - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの

2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

### ◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

#### 《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階  
北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700/FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

### ◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL:011-204-5339)

平成 31 年度予算 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の募集を開始しました

～ 災害時の電力供給停止にも対応可能な天然ガスコージェネシステムの導入を支援 ～

【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)都市ガス振興センターでは、平成 31 年度予算社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の募集を開始しました。

#### ◆目的・概要

本事業は、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムの導入を行う事業者に対し、設計費・新規設備機器費等の一部を補助するものです。

#### ◆対象事業

中圧ガス導管等でガス供給を受け、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムに対して、要件に適合する常用の設備を設置し、費用対効果に優れていると認められるもの。

##### 【補助対象者】

家庭用需要を除く全業種(リース・エネルギーサービス等も対象)

##### 【補助対象設備】

設計費・既存設備撤去費・新規設備機器費・新規設備工事費・敷地内ガス管敷設費

##### 【補助上限額・補助率】

- ・中小企業者(みなし大企業を除く)、会社法上の会社以外の法人
  - 1 補助事業:3.4 億円、補助対象経費の 2/3 以内
- ・上記以外
  - 1 補助事業:2.55 億円、補助対象経費の 1/2 以内

#### ◆申請方法

公募要領等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/h30\\_ngas3/](http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/h30_ngas3/)

公募締切:2019 年 6 月 14 日(金) (消印有効)

#### ◆申請・問い合わせ先

(一社)都市ガス振興センター 事業部 天然ガス化普及促進グループ

TEL:03-6435-7692

FAX:03-3591-8110

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金  
(石油ガス災害バルク等の導入補助金)の公募を開始しました  
～ 避難所になり得る施設等へのLPガス容器、発電機等導入を支援します ～ **【新規】**  
(北海道経済産業局)

(一財)エルピーガス振興センターでは、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄を推進し、医療施設や避難所等のライフライン機能を維持するために必要な石油燃料を確保する目的で、石油ガス(LPガス)容器等の設置費用を支援する平成30年度補正・平成31年度災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入補助金)の公募を開始しました。

#### ◆事業概要

##### 【補助対象】

- ・災害発生時、避難所困難者が多数生じる医療施設、老人ホームなど(災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センターを除く)
- ・公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設)
- ・一時避難所となり得るような施設等(地方公共団体が災害時に避難所等として協定等を締結した施設)

##### 【補助対象設備】

LPガス災害対応バルク、LPガス発電機や照明機器、燃焼機器(GHP、コージェネを含む)

##### 【補助率】

中小企業者:対象経費の2/3以内  
その他:対象経費の1/2以内

##### 【補助上限額】

LPガス貯蔵容器の設置:1,000万円

LPガス災害バルク等\*の設置:5,000万円(LPガス空調機又はコージェネシステムの設置を行う場合:1億円)

※LPガス災害バルク等のLPガスを貯蔵する容器、LPガス供給に必要な設備及び当該設備に接続する燃焼機器、給湯機、発電機、空調機、コージェネ設備、LPガス簡易スタンド等

#### ◆申請方法

事業の詳細・申請様式等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://saigaibulk.net/>

公募締切

《30年度2次補正予算分》

第1回:2019年5月31日(金) 第2回:2019年6月28日(金)  
第3回:2019年7月31日(水)

《31年度当初予算分》

第1回:2019年6月28日(金) 第2回:2019年7月31日(水)  
第3回:2019年8月30日(金)

※締切当日消印有効。なお、各回で予算額を超える申請があった場合は、次回以降の公募を行いません。

#### ◆申請・問い合わせ先

(一財)エルピーガス振興センター 助成事業室(担当:根本、米田、柳田、高橋(幹))

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル5階

TEL:03-6402-3626

FAX:03-6402-3691

E-mail: [saigaibulk@lpgc.or.jp](mailto:saigaibulk@lpgc.or.jp)

**平成 30 年度第 2 次補正予算 事業承継補助金の募集を開始しました  
～ 事業承継・M&A をきっかけとした、新しいチャレンジを応援！ ～【新規】  
(北海道経済産業局)**

経済産業省では、2019 年 4 月 12 日から平成 30 年度第 2 次補正予算「事業承継補助金」の募集を開始しました。

本事業は、経営者の交代後に経営革新等を行う場合（Ⅰ型）や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合（Ⅱ型）に支援するものです。

◆ **事業概要**

【補助対象者（Ⅰ型Ⅱ型共通）】

以下の全てを満たし、かつ、2016 年 4 月 1 日から補助対象事業期間完了日または、2019 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間で M&A 等も含む事業の引き継ぎを行った又は行う者。

1. 日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む者であること。
2. 地域経済に貢献している中小企業者等であること。
3. 補助対象者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
4. 法令順守上の問題を抱えている中小企業者等でないこと。
5. 経済産業省から補助金指定停止措置または指名停止措置が講じられていない中小企業者等であること。
6. 補助対象事業に係る全ての情報について、匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意すること。
7. 事務局が求める補助事業に係る調査やアンケート等に協力できること。

《Ⅰ型：後継者承継支援型》

【補助率・補助額・上乗せ額<sup>※1</sup>】

○小規模事業者、従業員数が小規模事業者と同じ規模の個人事業主

補助率：2/3 以内 補助額：100 万円～200 万円以内

上乗せ額：+300 万円以内<sup>※2</sup>（補助上限額の合計は 500 万円）

○小規模事業者以外

補助率：1/2 以内 補助額：100 万円～150 万円以内

上乗せ額：+225 万円以内<sup>※2</sup>（補助上限額の合計は 375 万円）

《Ⅱ型：事業再編・事業統合支援型》

【補助率・補助額・上乗せ額<sup>※1</sup>】

○審査結果上位

補助率：2/3 以内 補助額：100 万円～600 万円以内

上乗せ額：+600 万円以内<sup>※2</sup>（補助上限額の合計は 1,200 万円）

○審査結果上位以外

補助率：1/2 以内 補助額：100 万円～450 万円以内

上乗せ額：+450 万円以内<sup>※2</sup>（補助上限額の合計は 900 万円）

※1 事業転換により廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（Ⅱ型のみ計上可）がある場合のみ認められる補助金額。なお、上乗せ額の対象となる廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（Ⅱ型のみ計上可）のみの交付申請は出来ないので注意すること。

※2 廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（Ⅱ型のみ計上可）として計上できる額の上限額。

◆ **申請方法**

募集要項等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.shokei-hojo.jp/>

公募締切：2019 年 5 月 31 日（金）19:00

◆ **問い合わせ先**

事業承継補助金事務局 TEL：03-6264-2684

平成 31 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の募集を開始しました  
～ エネルギーコスト・CO2 削減の取り組みを支援 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

(一社)都市ガス振興センターでは、平成 31 年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の募集を開始しました。

◆目的・概要

本事業は、化石燃料の中でも、燃焼時の単位発熱量あたりの CO2 排出量が最も少ない天然ガスの利用を促進するため、耐震性の高い中圧ガス導管等でガス供給を受ける天然ガス利用設備(冷温水機、ボイラ等)や天然ガスステーションの導入に係る設計費や工事費等の一部を補助するものです。

◆目的・概要

○災害時にも対応可能な天然ガス利用設備

【対象事業者】

家庭用需要を除く全業種(リース・エネルギーサービス等も対象)

【対象事業】

中圧ガス導管等でガス供給を受け、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備(冷温水機、ボイラ等)<sup>※</sup>に対して、要件に適合する常用の設備を設置し、費用対効果と災害時の強靱性に優れていると認められるもの

※今般の公募において、自家発電設備は 2018 年度に交付を受けた事業を継続して申請する場合に限る

【補助上限額・補助率】

1.7 億円/1 補助事業、補助対象経費の 1/3 以内

○天然ガスステーションの設備

【補助対象者】

天然ガスステーションの設備を有する事業者(運輸業等で自家用使用のものも対象)

【対象事業】

中圧ガス導管でガス供給を受けている天然ガスステーションの設備に対して、要件に適合する設備を設置し、費用対効果と災害時の強靱性に優れていると認められるもの

【補助上限額・補助率】

0.8 億円/1 補助事業、補助対象経費の 1/2 以内

◆申請方法

公募要領等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

○災害時にも対応可能な天然ガス利用設備

【URL】 [http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/h30\\_ngas5/](http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/h30_ngas5/)

○天然ガスステーションの設備

【URL】 [http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/h30\\_ngas6/](http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/h30_ngas6/)

公募締切:2019 年 5 月 31 日(金)(消印有効)

◆申請・問い合わせ先

(一社)都市ガス振興センター 事業部 天然ガス化普及促進グループ

TEL:03-6435-7692

FAX:03-3591-8110



平成 31 年度予算 ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金）の  
公募を開始しました【新規】  
(北海道経済産業局)

北海道中小企業団体中央会は、経済産業省からの補助により、平成 31 年度予算 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金の公募を開始しました。

本事業は、コネクテッド・インダストリーズ of 取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。

#### ◆対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者(特定非営利活動法人を含む)であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

- ・中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインで示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で、「付加価値額」年率 3%及び「経常利益」年率 1%の向上を達成できる計画であること。
- ・中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5 年で、「付加価値額」年率 3%及び「経常利益」年率 1%の向上を達成できる計画であること。

#### ◆申請類型

##### 1. 企業間データ活用型

【対象事業】 複数の中小企業者等が、事業者間でデータ・情報を活用(共有・共用)し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト

【対象経費】 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費

【補助率と補助額】 補助率:対象経費の 1/2 以内<sup>※1</sup> 補助額:100 万円～2,000 万円/者

(連携体は幹事企業を含めて 2～10 者まで。1 者あたり 200 万円が追加され、連携体参加者を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分が可能)

※1 以下のいずれかに該当した場合に、補助率を対象経費の 2/3 以内とすることが可能です。

・生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)に基づき、2019 年 3 月 31 日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を 2018 年 12 月 21 日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)

・3～5 年で、「付加価値額」年率 3%及び「経常利益」年率 1%及び、「従業員一人当たり付加価値額」(＝「労働生産性」)年率 3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、2018 年 12 月 21 日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合(計画変更は不可)

##### 2. 地域経済牽引型

【対象事業】 複数の中小企業者等が、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」を共同して作成し、その承認を受け連携事業を行い、地域特性を生かす高付加価値創出で、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト

【対象経費】 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費

【補助率と補助上限額】 補助率:対象経費の 1/2 以内<sup>※2</sup> 補助額:100 万円～1,000 万円/者

(連携体は幹事企業を含めて 2～10 者まで)

※2 以下に該当した場合に、補助率を対象経費の 2/3 以内とすることが可能です。

・従業員一人当たりの付加価値額(＝労働生産性)年率 3%を向上する地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を、2018 年 12 月 21 日の閣議決定後に申請(変更の申請を含む)し、承認を受けた場合(計画変更も可)

企業間データ活用型・地域経済牽引型共通で、事業遂行に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に 30 万円の増額が可能です。

#### ◆公募要領

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.h-chuokai.or.jp/monodukuri/h31/2019-0425-1618-18.html>

申込締切:2019 年 6 月 24 日(月)(当日消印有効)

#### ◆申込・問い合わせ先

北海道ブロック地域事務局:北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 プレスト 1・7 ビル 3 階

TEL:011-231-1919 E-mail:[mono@h-chuokai.or.jp](mailto:mono@h-chuokai.or.jp)

平成 30 年度補正 石油製品安定供給確保支援補助事業  
(住民拠点サービスステーション整備補助事業) の公募を開始しました  
～ 給油所 (ガソリンスタンド等) への自家発電設備導入を支援します ～

(北海道経済産業局)

(一社)全国石油協会では、災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、災害時に地域の燃料供給拠点として役割を果たす給油所に対して、自家発電設備を導入する設置購入費用を支援する平成 30 年度補正 石油製品安定供給確保支援補助事業(住民拠点サービスステーション整備補助事業)の公募を開始しました。

◆事業概要

【補助対象】

揮発油販売業者が運営する住民拠点サービスステーションである給油所に、補助対象設備を設置しようとする揮発油販売業者

【補助対象設備】

自家発電設備、緊急可搬式バッテリー計量機、緊急用可搬式ポンプ

【補助率】

補助対象経費の 10/10(消費税等や諸経費等は対象外のため、必ず自己負担が生じます)

【補助上限額】

1 給油所あたり 250 万円(緊急可搬式バッテリー計量機及び緊急用可搬式ポンプのみの場合は、合計で 50 万円)

◆申請方法

公募要領・申請様式等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.sekiyu.or.jp/ss30/ss30.html>

公募締切:2019 年 7 月 31 日(水)必着

◆申請・問い合わせ先

(一社)全国石油協会 環境・経営支援部

TEL:03-5251-0466

FAX:03-5251-0459

平成 30 年度補正 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の  
推進事業費補助金（石油製品タンク等利用促進対策事業）の公募を開始しました  
～ 避難所になり得る施設等への石油タンク、発電機等導入を支援します ～

（北海道経済産業局）

（一財）エネルギー総合工学研究所では、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄を推進し、医療施設や避難所等のライフライン機能を維持するために必要な石油燃料を確保する目的で、石油製品タンク等の設置費用を支援する平成 30 年度補正 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（石油製品タンク等利用促進対策事業）の公募を開始しました。

#### ◆事業概要

##### 【補助対象】

- ・災害発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設、老人ホームなど（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センターを除く）
- ・公的避難所（地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設）
- ・一時避難所となり得るような施設等（地方公共団体が災害時に避難所等として協定等を締結した施設）

##### 【補助対象設備】

石油タンク、自家発電設備、燃焼機器

##### 【補助率】

中小企業者：対象経費の 2/3 以内  
その他：対象経費の 1/2 以内

##### 【補助上限額（1 施設あたり）】

石油製品を貯蔵する容器の導入：1,000 万円  
石油製品を貯蔵する容器及び当該設備に接続する燃焼機器及び発電機：5,000 万円

#### ◆申請方法

事業の詳細・申請様式等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [http://www.iae.or.jp/fy30-31-sekiyu/#t\\_04](http://www.iae.or.jp/fy30-31-sekiyu/#t_04)

公募締切：2019 年 5 月 31 日（金）12:00

#### ◆申請・問い合わせ先

（一財）エネルギー総合工学研究所 石油製品タンク等利用促進対策事業担当  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-14-2  
E-mail: [sekiyu@iae.or.jp](mailto:sekiyu@iae.or.jp)

平成 31 年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 31 年度「商店街活性化・観光消費創出事業」の公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等といった、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援することにより、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、消費の喚起につなげます。

【対象事業者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

【対象事業者】

《消費創出事業》

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等といった地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント実施等について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。

(補助率)2/3 以内

《専門家派遣事業》

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。

(補助率)10/10 定額

(補助額)上限額 200 万円

【補助額】

上記 2 事業の合計で、上限額 2 億円、下限額 200 万円

※消費創出事業と専門家派遣事業は、どちらも単独で申請することはできません。

◆申請方法

公募要領・申請様式等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20190402/index.htm>

公募締切:2019 年 9 月 13 日(金)(当日消印有効)

※早急に事業実施を予定されている方のため、5 月 17 日(金)、7 月 12 日(金)までに応募書類を提出の方については、先行して審査・採択を行います。

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:[hokkaido-shogyo@meti.go.jp](mailto:hokkaido-shogyo@meti.go.jp)

平成 31 年度 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金  
(中心市街地活性化支援事業) の 2 次募集を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 31 年度 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)について、2 次募集を開始しました。

◆事業概要

本事業は、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備等を支援します。

【対象事業者】

民間事業者

【対象事業】

《魅力向上等活動事業》

中心市街地活性化法第 42 条に定める経済産業大臣の認定を受けた民間中心市街地商業活性化事業であって、商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化などの波及効果を継続的にもたらす、社会的ニーズ、公共性・公益性の高い事業。

(補助率)2/3 以内

(補助額)上限額:1,000 万円

下限額:100 万円

◆申請方法

公募要領・申請様式等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [https://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20190402\\_2/index.htm](https://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20190402_2/index.htm)

公募締切:2019 年 7 月 2 日(火)12:00

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:[hokkaido-shogyo@meti.go.jp](mailto:hokkaido-shogyo@meti.go.jp)

軽減税率対策補助金の申請を受け付けています

(北海道経済産業局)

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

◆補助金の概要

2019年10月1日から実施される消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジや受発注システムの導入・改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【対象者】

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

【種類】

○A型:複数税率対応レジの導入等

複数税率対応レジの新規導入や既存レジの改修等。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

○B型:受発注・請求書管理システムの改修等

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応に必要な機能の改修又は入替等。

注意:A型B型共に、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(2016年3月29日)から2019年9月30日までに導入または改修等が完了するものが補助対象となります。

【補助上限額】

A型:レジ1台あたり20万円(複数台申請の場合は1事業者あたり200万円)

B型:発注システムの場合は1,000万円、受注システムの場合は150万円  
(両方の改修・入替が必要な場合は1,000万円)

【補助率】

A型:3/4以内(3万円未満の機器を1台のみ導入する場合は4/5以内、タブレット等の汎用端末は1/2以内)

B型:3/4以内(補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じます。)

【申請受付期限】

A型及びB-2型:レジ・受発注システム等の導入・改修後、2019年12月16日

B-1型:2019年6月28日(交付決定後のレジ・受発注システム等の導入・改修)  
※指定事業者による代理申請を原則とします。

◆申請方法

必要書類、申請方法など、最新の詳細情報は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.kzt-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線2575)

FAX:011-709-4138

E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)



## 「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。  
融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）			
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない			
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備			
貸与条件	貸与金額	100 万円以上 1 億円以下		
	貸与期間	割賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）	
		リース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年	
	利率	割賦	（損料率）年 1.8%～2.0% （※）一定の要件に該当する場合、最大 0.3%の引き下げが可能	
		リース	（月額リース料率）0.998%～2.955%	
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦	
リース		毎月払い		
保証金	割賦	貸与金額の 10%		
	リース	なし		
連帯保証人	道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。			
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付			
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を經由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。			

(※) 貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者設備貸与事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/facility\\_small/](https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/)

## ◆問い合わせ先：

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9 F

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援 G 電話 011-232-2404

令和元年度（2019年度）「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します【新規】

（北海道）

道では本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成10年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行ってきました。

これまで特色ある技術や製品の応募があり、昨年までに143件を表彰しております。今年度の北海道新技術・新製品開発賞について、次のとおり全道から幅広く募集します。

◆表彰対象

前々年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品（その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。）

◆表彰の種類

- (1) 表彰は次の2部門とします。  
 ア ものづくり部門                      イ 食品部門
- (2) 部門ごとに次の賞を設け、「新規性・独創性」、「技術水準」、「市場性」等を審査し、特に優れたものなどに対し次のとおり知事から表彰状等を贈呈します。  
 ア 大賞 1件                      イ 優秀賞 2件                      ウ 開発奨励賞 2件程度

◆応募資格

- (1) 道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人（中小企業者、農林漁業者を除く）。
- (2) 上記(1)を主要な構成員としたグループ

【応募方法】

関係団体等（市町村、経済団体、金融機関、中小企業等の支援機関、業種別団体及び学術機関）からの推薦、または自薦によるものとします。

- (1) 提出書類  
 「北海道新技術・新製品開発賞」応募申込書に記載し、添付資料とともに提出してください。
- (2) 提出期限  
令和元年（2019年）6月14日（金）（※郵送の場合は当日消印有効）
- (3) 提出先及びお問い合わせ先  
 北海道経済部産業振興局科学技術振興室 技術支援グループ（担当：田中）  
 電話 011-206-6478 FAX：011-232-1063  
 ※応募詳細・応募書類については、ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H31shinseihinkaihatsushou.htm>

【受賞者の決定】

令和元年（2019年）10月に、受賞の結果を応募者及び推薦者に通知します。

【表彰式】

令和元年（2019年）10月に表彰式を実施する予定です。  
 受賞技術・製品は「北海道技術・ビジネス交流会（ビジネス EXPO）」の展示ブースで、PRの予定です。  
 ※北海道技術・ビジネス交流会           〔日 時〕令和元年（2019年）11月7日（木）、8日（金）  
 （<http://www.business-expo.jp/>）〔会 場〕アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目）

【表彰企業プレミアムパッケージ事業】

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>）

- ・受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・中小企業総合振興資金による融資（資金用途 事業資金、融資金額1億円以内）
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点（建設業者）                      など

## 知財マネジメント普及モデル事業のご案内

(北海道)

道では、日本弁理士会北海道支部と連携して、知的財産の活用に関心のある道内の中小企業等の事業者などを訪問して、弁理士が無料でコンサルティングを行う事業を行っています。

知的財産の活用や権利化に関心のある事業者、さらには、知的財産を重要な資源と位置づけて、経営戦略・事業戦略の策定を考えている事業者の皆様には、ぜひ積極的に活用してください。

### ◆事業内容

知財マネジメントとは

- ・知的財産を事業者の重要な資源であると位置付けて、経営戦略・事業戦略に反映
- ・資源や資産である知財とそのリスクを管理し、経営上の効果を最適化

#### (1)実施主体

北海道、日本弁理士会北海道支部

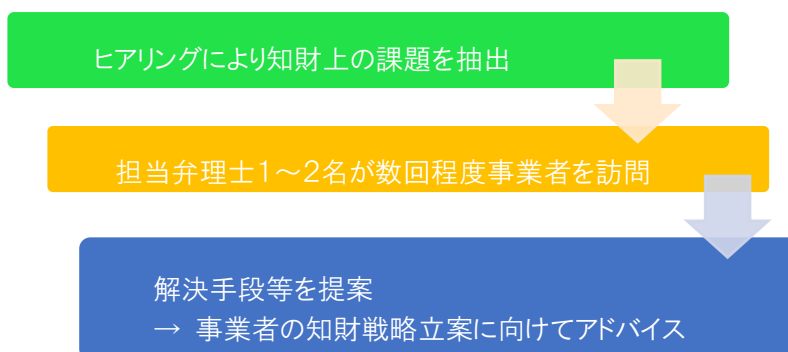
#### (2)対象事業者

知的財産に関心を持っている事業者であるが…



#### (3)実施内容

- 弁理士による無料コンサルティングを実施



### ◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室知的財産グループ (TEL:011-204-5128)

## 北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）のご案内

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。(一部メニューを除く)

### ◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法 第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けたもの ②道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中 小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けた もの ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
防災・減災 貸付		事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 北海道の創業者向け融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

### ◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,500万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	<b>【固定金利】</b> 3年以内 年 1.1% 5年以内 年 1.3% 7年以内 年 1.5% 10年以内 年 1.7%	<b>【変動金利】</b> 年 1.1% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます【更新】（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】
- ※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.0~1.2 変動:1.0
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.1~1.7 変動:1.1
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.0~1.2 変動:1.0
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.5~2.1 変動:1.5
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年(1年)以内	固定:1.3~1.9 変動:1.3
小口	小口零細企業保証の対象となる方	2,000万円以内		

※各貸付制度の詳細な融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



防災・減災貸付のご案内【更新】

(北海道)

道では、事業継続計画(BCP)を策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う方を支援するため、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。ぜひご利用ください。

◎信用保証協会の独自制度「BCPサポート保証」が活用可能(保証料率が通常より10%割引)

◎据置期間を最長1年まで設定できます

◆制度概要

資金名	防災・減災貸付	
融資対象	BCPを策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業者等	
資金用途	BCP策定のための必要経費または策定したBCPに基づく防災・減災対策資金 例：水害に備える地盤や基礎のかさ上げ費用、停電時のためのバックアップ電源購入費用 消防資機材・応急給水資機材購入費用、備蓄倉庫や防災用設備の設置 など	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)	
融資利率	<b>【固定金利】</b> 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%	<b>【変動金利】</b> 年1.1% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある (道の制度と連携した信用保証協会の独自保証制度『BCP策定サポート保証』がご利用いただけます。) ※BCP策定サポート保証はH32.3.31までの取扱期間となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

## ◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

## ◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方 (北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8年以内		5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

高度外国人材の中堅・中小企業での活躍を応援します  
～ 高度外国人材採用・定着に関する相談受付（伴走型支援）を開始 ～ **【新規】**

（北海道経済産業局）

経済産業省と(独)日本貿易振興機構(JETRO)は、高度外国人材の日本での活躍推進に向け、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家が採用から定着までをきめ細かくサポートする伴走型支援を開始します。

◆事業概要

高度外国人材の日本での活躍推進に向け、関係省庁と連携し、留学生を含む高度外国人材と受け入れ側の企業双方にわかりやすい施策の情報発信やワンストップサービスを行う高度外国人材活躍推進プラットフォームを2018年12月に立ち上げました。

同取組のひとつとして中堅・中小企業に対して採用に関しての手続きや課題解決、高度外国人材が活躍するための就労環境整備、採用後の安定的な定着までを継続して支援するものです。

【支援対象】高度外国人材の採用・育成・定着を通じた海外ビジネスの拡大をめざす中堅・中小企業

【支援企業総数】200社程度

◆申込方法

以下のウェブサイトより申し込みください。

【URL】<https://www.jetro.go.jp/services/escort.html>

◆問い合わせ先

ジェトロ 高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル  
E-mail: [OpenforProfessionals@jetro.go.jp](mailto:OpenforProfessionals@jetro.go.jp)  
Tel: 03-3582-4941

キャリアアップ助成金について【新規】

(北海道労働局)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(平成31年4月1日改正)

助成内容		助成額 ※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合(1人当たり)	①有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合(基本給の増額割合に応じて、1人当たり)	3%以上 5%未満:29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上 7%未満:47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上 10%未満:66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上 14%未満:94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上: 13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	5時間以上延長 22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満: 45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>) 2時間以上3時間未満: 90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>) 3時間以上4時間未満:13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満:18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：( )内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合(※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%(※2)】 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%(※2)】 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練コース(※3)	事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成:30万円	定額助成:36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇実績が生じた場合に助成	経費助成(定額):20万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 6,000円/日・人	経費助成(定額):24万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 7,200円/日・人

- ※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練
- ※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合  
・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 ・非正規雇用労働者が対象
- ※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定(中小企業等担い手育成訓練は対象外)
- ※5 ・3つの訓練コース(教育訓練休暇付与コースを除く)において生産性要件を満たす場合、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度の会計年度の末日の翌日から5か月以内に、割増助成のみ別途申請

☆平成31年度における主な改正内容☆

- ◎一般訓練コース、特別育成訓練コースの生産性要件が、実績主義から成果主義へ要件変更。
- ◎一般訓練コース、教育訓練休暇付与コースの対象事業主が拡充され、大企業が対象となる。
- ◎教育訓練休暇付与コース内に、長期教育訓練休暇付与制度が新設。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

企業内における雇用管理改善を推進し、離職率の低下及び職場定着を支援することを目的する助成金です。

コースの種類と概要	コースの内容
雇用管理助成コース (目標達成助成のみ)	<p>事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行い、離職率の低下が図られた場合に、助成するものです。</p> <p>目標達成助成:支給対象経費:57万円(生産性を満たした場合72万円)                      A:評価・処遇制度:昇進・昇格基準、賃金制度、各種手当等の導入等。                      B:研修制度:新入社員研修、管理職研修、幹部研修等。                      C:健康づくり制度:法定の検診に加え、「胃がん検診」、「子宮がん検診」、「肺がん検診」、「歯周疾患検診」等。                      D:メンター制度:メンターとメンティによる面談方式でメンタリングを実施。</p>
介護福祉機器助成コース	<p>事業主が、新たに介護福祉機器を導入・運用し、従業員の離職率が図られた場合に、支給するものです。</p> <p>A:機器導入助成:支給対象経費:合計額の25%(上限150万)機器の導入・運用、導入効果の把握等。                      B:目標達成助成:支給対象経費:合計額の20%(生産性を満たした場合は35%)離職率を目標値以上に低下させる、生産性要件を満たしている等。</p>
介護・保育労働者雇用管理助成コース	<p>介護・保育労働者の職場への定着を促進するために職務・職責等階層的に定め、実施した場合に支給するものです。</p> <p>A:制度整備助成:支給対象経費:50万円賃金制度を新たに定めるか、改善する等。                      B:目標達成助成(1回目):支給対象経費:57万円(生産性を満たした場合は72万円)離職率が30%以下になっていること。                      C:目標達成助成(2回目):支給対象経費:85.5万円(生産性を満たした場合は108万円)離職率が20%以下になっていること。</p>
人事評価改善等助成コース	<p>生産性向上の為に能力評価を含む人事評価制度を整備し、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するものです。</p> <p>A:制度整備助成:50万円                      事業主が、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施した場合に支給。                      B:目標達成助成:80万円                      Aに加え、人事評価制度等整備計画の認定申請から3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上及び労働者の2%以上のアップや離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、目標達成助成(80万円)を支給。</p>
設備改善等助成コース	<p>生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善を図る事業主に対して助成するものです。</p> <p>A:1年タイプ:計画達成助成:50万円、上乗せ助成:80万円                      設備費用が175万円以上1000万円未満であり、中小企業事業主のみ対象。                      B:3年タイプ:計画達成助成(1回目、2回目)+目標達成助成 ※助成額は設備投資費用により異なります。                      設備費用が1000万円以上5000万円未満の場合は中小企業のみ対象。                      設備費用が5000万円以上の場合は大企業を含めた全ての企業が対象。</p>
働き方改革支援コース	<p>働き方改革のために人材確保が必要な中小企業事業主が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善計画を実現した場合に対して助成するものです。</p> <p>A:計画達成助成:労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合は40万円)                      B:目標達成助成:労働者一人当たり15万円(短時間労働者の場合は10万円)                      ※なお「雇用管理計画」とは、新たな労働者を雇い入れた事業所が、「人員配置」や「労働者の負担軽減」による「雇用管理改善」を実施することを意味します。                      また、当該助成金は、「時間外労働等改善助成金」の支給決定を受けている「中小企業事業主」が支給対象となります。</p>

上記助成金の詳細に関しては、下記にお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
 (雇用助成金さつぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)



## 雇用調整助成金について

（北海道労働局）

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

### ●主な支給要件

- イ 最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- ニ 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して 1 年を超えていること。

### ●受給手続

- イ 事業主が指定した 1 年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から 2 か月以内に、支給申請書を提出することが必要です。

### ●支給額

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率(※)	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額(支給対象者 1 人 1 日あたり)	1,200 円	

※ 対象労働者 1 人あたり、8,260円が上限です。（平成30年8月1日現在）

### ●過去に「雇用調整助成金」を受給した事業主の方

毎月勤労統計調査の事案による、再計算により、過去に雇用調整助成金を受給した事業主の方で追加支給の対象となる場合があります。

対象となる方や必要な書類等の詳細については、こちらをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03463.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html)

毎月勤労統計調査に係る雇用・労災保険等の追加給付等に関するホームページ

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## 中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）について

（北海道労働局）

これから起業を行う皆様、事業を開始して間もない法人事業主、個人事業主の皆様が活用できる助成金です。

### ●概要

#### 1. 雇用創出措置助成分

中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)の雇入れを行う際に要した、雇用創出にかかる費用の一部を助成します。

#### 2. 生産性向上助成分

雇用創出措置助成分の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給します。

### 雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

### ●支給額

#### 1. 雇用創出措置助成分

起業時の年齢区分に応じて、計画期間内に生じた雇用創出に要した費用(※)の合計に、以下の助成率を乗じた額を支給します。

※費用ごとに上限額がありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

起業時の年齢区分	助成率	助成額の上限
起業者が高年齢者(60歳以上)の場合	2/3	200万円
起業者が上記以外の者(40歳～59歳)の場合	1/2	150万円

#### 2. 生産性向上助成分

「1. 雇用創出助成分」により支給された助成額の1/4の額を別途支給します。

※例:雇用創出措置助成分として100万円の助成金が支給されている場合には、その1/4の25万円が別途支給されません。

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

地域活性化雇用創造プロジェクトに係る「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内【更新】

(北海道)

◆地域雇用開発助成金について

- 地域雇用開発助成金は、雇用機会が不足している地域など(同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域)において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。

◆地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給について

- 地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、基本支給額に加え、上乗せ助成者数に50万円を乗じた額を上乗せして支給されます。
- 支給要件としては、指定業種に該当すること、事前に北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会に申請し、承認を得ること、計画を策定したうえで道内において事業所の設置・整備を行うとともに正社員(無期雇用かつフルタイム)を新たに雇い入れることなどがが必要です。
- なお、申請が可能な計画期間は最大18ヶ月です。
- 予算の範囲内で上乗せ助成されます。(全道で年間最大20名)

【指定業種】ものづくり、IT関連、食と観光関連産業分野として位置づける次の分野です。

農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、道路旅客運送業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、その他の生活関連サービス業

【計画期限】令和3年(2022年)3月31日まで

【対象地域】道内全域

- ※ 対象業種や雇い入れる労働者など、助成制度の活用には条件がありますので、詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

◆問い合わせ先

北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会事務局

〔北海道経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ (TEL:011-204-5348)〕

**人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します**  
**【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】**  
 (北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)  
 場所:札幌市中央区北1条西2丁目2  
 北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)  
 TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351  
 利用料:無料

◆5~6月の事務主向けセミナー(定員は各12人です)

・働き方改革推進支援	5/22(水)	14:00~16:00
*「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、「働き方改革と人材の確保」「助成金の活用」をテーマといたします。		

・各種助成金制度の活用

①「キャリアアップ助成金」	6/4(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」	6/11(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」	6/18(火)	14:00~16:00
④「人材確保等支援助成金」(旧職場定着支援助成金)	6/25(火)	14:00~15:30

\*上記①、③は90分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	6/13(木)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	6/20(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	6/27(木)	14:00~16:00

\*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。(30分)

・セミナー会場は、北海道ビジネスサポート・ハローワークです。

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\\_93897.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html)

「働き方改革プラン」の活用について

(北海道)

道では、人手不足が特に顕著な「情報サービス業」、「道路貨物運送業」、「宿泊業」の3業種について、事業主の方々が、働き方改革として取り組むべき具体的な項目やその目的、標準的な手法を示した「働き方改革プラン」を作成しました。

ぜひ、職場環境の整備、業務改革などを実践するための手引書としてご活用ください。

情報サービス業

業務が特定の個人に集中

道路貨物運送業

労働時間が長い

宿泊業

離職率が高い



例えば、このようなお悩みを解決するためには・・・

(例)  
業務分担の見直し  
など業務量の平準化を  
図りましょう

↓ 具体的には  
こちら



働き方改革プラン  
(情報サービス業)

(例)  
手待ち時間を見る化し、  
荷主の理解・協力のもと  
効率化を図りましょう

↓ 具体的には  
こちら



働き方改革プラン  
(道路貨物運送業)

(例)  
従業員の  
マルチタスク化を  
図りましょう

↓ 具体的には  
こちら



働き方改革プラン  
(宿泊業)

※ QRコードを読み取れない方は、ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kaikakuplan.htm>

◆ お問い合わせ先  
北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室  
TEL 011-204-5354

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

- フリーダイヤル 0120-81-6105
- 相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00  
<土曜日> 13:00～16:00  
※祝日、12月29日～1月3日を除く

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

- 相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道





中小企業大学校旭川校 6月～7月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2019年6月～7月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.6 実践的工作管理術  
～段取り八分！生産性を向上させる仕事の進め方～

本研修では、チームが業績目標を達成していくために、「計画」「時間」「成果」の視点で業務プロセスを管理する方法を演習を交えて身につけます。また、自社に戻って実践し、組織的な活動として定着化させていくためのポイントを学びます。

◆この研修のポイント

1. メンバーの仕事の見える化と、経営資源(人・モノ・金・時間)の有効活用のしくみが分かります。
2. 日々の仕事を効率化する視点と変え方を実践的に学びます。
3. プロジェクトの立上げから管理のポイントを身につけます。

◆研修期間 6月3日(月)～5日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社創研 代表取締役 西原 裕氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hjml.html>

No.7 実践で学ぶ！部下指導の考え方・進め方  
～やる気と能力を引き出す効果的な部下指導法～

本研修では、部下指導の基本的な考え方を学んだ上で、現場で活用できる手法と計画的な部下育成の取り組み方について、演習を交えて学びます。また、インターバルを活用して、現場での部下指導で学んだ内容の実践に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 部下指導の基本となるコミュニケーションやリーダーシップも併せて学ぶことができます。
2. 演習による実践の繰り返しによって、現場で生きる部下指導の手法を身につけることができます。
3. インターバル期間に職場で実践することにより、より深い「学び」につながります。

◆研修期間 6月6日(木)～7日(金)、7月4日(木)～5日(金) 延べ4日間

◆研修時間 26時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 35,000円(税込)

◆講師 ハル・コンサルティンググループ有限会社 代表取締役 塚田 治氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hjpf.html>

No.8 企業ブランド力強化の考え方・進め方  
～小さくても輝く！会社の魅力創造と経営に活かす講座～

本研修では、ブランディングの理論と進め方を理解した上で、実際に自社のブランディングに取り組むとともに、企業ブランドを新商品開発や人材採用に効果的に活用していく視点と方法を学びます。

◆この研修のポイント

1. 会社や製品の魅力を簡潔に表現して、顧客につたえるために。
2. 他社にない自社独自の“魅力(強み・価値)”を見つける視点と手法を学びます。
3. 自社の強みを活かした新商品や新サービス開発のポイントを学びます。

◆研修期間 6月11日(火)～12日(水) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズ 総合戦略プランニング室 室長 戒田 好範氏  
ソメスサドル株式会社 代表取締役 染谷 昇氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hjs9.html>

No.9 実践で学ぶ！提案営業の進め方  
～顧客の期待を超える提案力を身につける実践講座～

本研修では、企業が営業活動を行う際に、顧客のニーズや問題に対する解決策を提示しながらモノ・サービスを提供していく提案営業の手法を学びます。さらに、営業パーソン個人の力だけでなく、チーム営業として成果が出せる仕組みの構築とマネジメントの手法についても学びます。

◆この研修のポイント

1. 顧客の理解に必要な聴く力が身につきます。
2. 営業現場で活用できる提案技法が身につきます。
3. 研修期間中に提案書を作成・試行することで、実践力が高まります。

◆研修期間 6月13日(木)～14日(金)、7月11日(木)～12日(金) 延べ4日間

◆研修時間 24時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 35,000円(税込)

◆講師 株式会社コスモ経営 代表取締役社長 大間 清浩氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hiv3.html>

No.10 コミュニケーション活性化講座  
～信頼を生み良好な関係を築くコミュニケーションを身につける～

本研修では、管理者に求められる傾聴力を高め、良い信頼関係を構築するための方策を演習を通じて学びます。また自社への浸透、定着、さらに組織活性化へとつなげるために「人」と「組織」を動かす能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. 個人レベルのコミュニケーションに止まらず、組織全体へ働きかけを行うコミュニケーションを習得します。
2. 上司、部下、同僚など相互の立場を尊重し、職場内の信頼関係を強化することが期待できます。
3. 管理者の成長と部下の成長の相乗効果を発揮することで、職場の活性化につなげます。

- ◆研修期間 6月17日(月)～19日(水) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 株式会社クレスコパートナーズ 代表取締役社長 内藤 京子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hjxx.html>

No.11 経営発展セミナー I  
～北海道発！ビジョンを実現するリーダーシップと人材育成～

本セミナーでは、今日の中小企業を取り巻く経営環境変化の要因を捉え、自社の進むべき方向を定めるとともに、“組織のモチベーションを高める経営”を実現するためのリーダーシップと人材育成について学びます。

◆この研修のポイント

1. 業績を伸ばし続けている企業の経営者から、大局観とビジョンを実現する取り組みや課題克服のポイント等、今後の経営に役立つお話を聞くことができます。
2. 時代や環境の変化を“チャンス”に変える企業経営とリーダーシップについて学びます。
3. 社内の一体感を高めたい経営者・リーダーにお勧めの研修です。

- ◆研修期間 6月20日(木)～21日(金) 2日間
- ◆研修時間 6時間
- ◆対象者 経営者、経営幹部、後継者、その候補者
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 株式会社ニトリホールディングス 代表取締役会長 似鳥 昭雄氏  
有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田 邦雄氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hk0r.html>

No.12 ヒューマンエラー対策講座  
～人のせいにならない・させない！人的ミス防止の仕方～

本研修では、「再発防止」だけでなく、「未然防止」の視点から、不良・手直しの発生要因を元から断つための組織づくりと対処法について学びます。

◆この研修のポイント

1. なぜヒューマンエラーが起こるのかを理解し、未然に防止するための「打ち手」を学びます。
2. 現場レベルでの対策のほか、製品不良を発生させないための組織のつくり方を学びます。
3. 自社のヒューマンエラー対策プランを作成します。

◆研修期間 6月26日(水)～28日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社 IME コンサルティング 代表取締役 立居場 誠治氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hk3l.html>

No.13 財務分析実践講座  
～決算書の分析から見える経営課題と改善策～

本研修では、財務の観点から自社の現状を定量的に読み取るための分析力を身につけるとともに、定量的把握に留まらず、分析結果から自社の特徴・問題を発見し、実際の現場の状況等と照らし合わせながら、自己の業務において取り組むべき改善策を検討します。

◆この研修のポイント

1. 財務諸表や財務数値を、実際の企業活動と結びつけて学びます。
2. 財務諸表から自社の経営内容を客観的に把握する手法(各種分析手法)を理解します。
3. 財務諸表から自社の問題点を把握する方法を学びます。

◆研修期間 7月16日(火)～18日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 渡邊一成税理士事務所 所長 渡邊 一成 氏  
合同会社旭川経営管理事務所 代表 佐々木 洵 氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hk6f.html>

No.14 チームマネジメント力強化講座  
～組織力を発揮するチームづくりとマネジメント～

本研修では、チームのメンバーが相互に認め合い、「個」よりもさらに高い業績目標を達成するために必要な「チーム」の作り方について講義と演習を交えながら学び、自社で実践するための行動計画を作成します。

◆この研修のポイント

1. 成果の上がるチーム作りに必要な役割と行動について、講義と演習を通じて学びます。
2. 管理者側の立場のみならず、チームメンバー側の気持ちも理解できるよう、グループワークを通して参加者相互の気づきを共有します。
3. 研修で学んだ成果を自社に持ち帰って実行できるよう、自部署で抱える問題の原因探求と解決策をグループメンバーとともに考えます。

◆研修期間 7月22日(月)～24日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ナレッジ・ジャパン 代表取締役 松澤 宏一 氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hk99.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



中小企業大学校旭川校 サテライト・ゼミ 苫小牧のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、サテライト・ゼミ 苫小牧の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.201 組織の力を引き出すリーダー養成講座  
～対話力を身につけ、自分もチームも前向きになる～

本研修では、企業の未来を支える若手社員やリーダークラスの方が能力や個性を最大限に発揮して、組織を牽引していくために不可欠となるコミュニケーションスキルと自己革新への取り組み方を学び、これからの行動計画を検討していただきます。

◆この研修のポイント

1. 成果の上がるチーム作りに必要なリーダーの役割と行動について、講義と演習を交えて学びます。
2. モチベーションやモラルが停滞している部下やチームへの対応法について学びます。
3. インターバル期間を活かして、自身の仕事の進め方や業務を見直すことで一層の効果が高まります。

◆研修日程 5月21日(火)/6月4日(火)/6月18日(火) 3日間

◆対象者 中小企業の管理者・新任管理者(候補者)等

◆会場 苫小牧経済センタービル(苫小牧市表町1丁目1番13号 苫小牧商工会議所)

◆受講料 28,000円(税込)

◆講師 パートナーズ研究所 代表 土倉 玲子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/frr94k000006e1ln.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。  
<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>





## 「生産性向上支援訓練」のご案内

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

### ◆ 生産性向上支援訓練のポイント

#### ① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

#### ② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成30年4月開講コースから、6～11時間の短時間コースも設定できるようになりました。

#### ③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

### ◆ ご利用までの流れ

#### ① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

#### ② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

#### ③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

#### ④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当:大橋、新明)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958 Email:[hokkaido-seisan@jeed.or.jp](mailto:hokkaido-seisan@jeed.or.jp)

能力開発セミナー（6～8月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

6月～8月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実 施 時 期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科①	消防設備	札幌市		○	○		2019/6/27	2019/6/28	2	14	20
	スマートフォン開発科	Androidアプリ開発	札幌市		○	○		2019/7/1	2019/7/12	10	70	15
	2級管工事科	2級管工事施工管理技士	札幌市	○		○		2019/7/26	2019/10/18	4	28	20
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科	施工法(建具)	旭川市	○		○		2019/6/8	2019/6/9	2	14	15
	木工科(1級コース・2級コース)	施工法(家具製作)	旭川市	○		○		2019/6/15	2019/6/16	2	14	20
旭川高等技術専門学院稚内分校 0162-33-2636	自動車整備科	2級ガソリン	稚内市		○	○	○	2019/7/11	2019/9/11	40	134	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	介護予防サービス科	運動処方実技	網走市		○		○	2019/5/28	2019/6/28	10	20	10
	パソコン基礎科	ワード/エクセル基礎・応用	遠軽町		○		○	2019/6/19	2019/7/24	15	45	15
	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	2019/7/9	2019/9/3	15	30	15
	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	北見市	○			○	2019/7/9	2019/9/5	15	30	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード基礎	室蘭市	○			○	2019/6/3	2019/6/26	15	30	15
	OA事務科	エクセル基礎	室蘭市	○			○	2019/7/8	2019/8/1	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	自動車整備科	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	2019/6/10	2019/9/6	47	141	20
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科	エクセル応用	帯広市	○			○	2019/6/10	2019/7/12	7	14	20
	建具科	組子製作技術科	帯広市	○		○		2019/8/7	2019/8/8	2	14	10
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	2019.8中旬	2019.11下旬	15	30	20
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション技術科Ⅰ	コミュニケーションスキルアップ基礎	札幌市		○		○	2019/6/4	2019/6/21	6	12	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	旭川市		○		○	2019/6/11	2019/7/12	10	20	10
	コミュニケーション技術科Ⅱ (手話通訳対応)	コミュニケーションスキルアップ応用	札幌市		○		○	2019/7/19	2019/8/6	6	12	10

2019年知的財産権制度説明会（初心者向け）を開催します  
～ 学ぼう 発明・デザイン・トレードマークの活かし方 ～ **【新規】**

（北海道経済産業局）

特許庁、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)及び経済産業省北海道経済産業局では、2019年知的財産権制度説明会(初心者向け)を道内2地域(札幌、旭川)で開催します。本説明会では、知的財産権の基礎知識や活用事例のほか、特許庁及びINPITの中小企業支援策なども説明します。

※事前申込制、先着順

◆開催スケジュール

○札幌会場

【日時】2019年6月11日(火)13:30～16:30

【場所】北海道経済センタービル 8階Bホール(札幌市中央区北1条西2丁目)

【定員】150名

○旭川会場

【日時】2019年9月5日(木)13:30～16:30

【場所】旭川市大雪クリスタルホール レセプション室(旭川市神楽3条7丁目)

【定員】50名

《プログラム》

知的財産権制度の概要

- ・知的財産権・特許・実用新案制度の概要
- ・意匠・商標制度の概要
- ・各種支援策の紹介 等

講師:特許庁 産業財産権専門官 等

◆対象・参加費

【対象】企業等において知的財産部門に新しく配属された方、これから知的財産権を学びたい方 等

【参加費】無料 ※テキストも当日無料配布

◆問い合わせ先

参加申込方法、説明会の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[http://www.jiii.or.jp/2019\\_shoshinsha/](http://www.jiii.or.jp/2019_shoshinsha/)

◆問い合わせ先

知的財産権制度説明会運営事務局（一般社団法人発明推進協会）

TEL:03-3502-5436

FAX:03-3504-1480

E-mail:[2019\\_shoshinsya@jiii.or.jp](mailto:2019_shoshinsya@jiii.or.jp)

第 5 回北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会を開催します。【新規】

(北海道)

北海道では、産学官で構成する北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会を設立し、会員への情報提供やプロジェクトチームによる検討などを通じて、衛星データを利用した新ビジネスの創出に取り組んでいます。

今年度最初の会合では、衛星データ利用ビジネスに関する最近の動向や国の政策などをお伝えします。

今回は会員以外の方の参加も可能(参加無料)ですので、多くの皆様の御参加をお待ちしております。

◆開催概要

日時:令和元年 5 月 30 日(木) 15:30-17:00

場所:北海道庁赤れんが庁舎 2 階会議室(札幌市中央区北 3 条西 6 丁目)

会費:無料 ※会員以外の方の参加も可能です。

主催:北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会

後援:スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク(S-NET)

内容:

(1) 国の宇宙政策について

内閣府宇宙開発戦略推進事務局長 高田 修三 氏

(2) 宇宙ビジネスの新潮流

A.T.カーニー プリンシパル 石田 真康 氏

(3) 北海道の宇宙ビジネスについて

北海道大学公共政策大学院 教授 鈴木 一人 氏

【申込方法】

下記あて先に、①企業・団体名、②出席者の所属・役職・氏名をお知らせください。

E-mail:[sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp)

※申込締切:5 月 27 日(月)

【お問い合わせ】

北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会事務局(北海道経済部科学技術振興室)

TEL:011-204-5127 E-mail:[sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp)

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/sangaku/uchu/kyogikai.htm>

災害時における円滑な燃料供給体制実現に向けた検討会報告書及び  
当局における今後の取組【新規】

(北海道経済産業局)

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震及びそれに伴う道内全域ブラックアウトによる燃料供給ニーズの高まりを受け、災害時における円滑な燃料供給体制実現に向けた検討会を設置しました。

当局では、本検討会において報告書をまとめるとともに、北海道内における燃料供給体制の強靱化及び各機関が連携した燃料安定供給体制の確立に向けた当局における今後の取組を公表します。

◆検討会報告書のまとめと当局における今後の取組（概要）

- ・燃料サプライチェーンは、構成する一部の機能停止により、全体の機能が著しく低下することが明らかとなり、今後、サプライチェーン全体の災害への強靱化と実効性を高めるためには、包括的な協力体制の確立が重要。
- ・様々な災害を想定した自衛隊や関係機関との合同燃料供給訓練の実施
- ・自衛的な燃料備蓄・事業継続を推進するための施策活用による支援
- ・地域単位での燃料供給体制の整備促進
- ・灯油、ガソリンに関する需給・価格動向等の把握、迅速な情報提供の実施

◆参加機関 11 機関（順不同）

供給側：JXTG エネルギー(株)北海道支店、出光興産(株) 販売部 北海道支店、北海道石油業協同組合連合会、  
(一社)北海道 LP ガス協会

輸送側：(公社)北海道トラック協会 タンクローリー部会

需要側：(一社)北海道医師会、東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ 北海道支社、  
北海道放送(株)、札幌テレビ放送(株)

行政機関：北海道

事務局：経済産業省北海道経済産業局

◆公表資料

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokno/20190423/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

TEL:011-709-2311(内線 2640)

FAX:011-709-4138

E-mail:[hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp](mailto:hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp)

2019年4月1日より、新たな特許料等の減免制度が始まります

(北海道経済産業局)

特許庁では、中小企業等を対象に、出願審査請求料、特許料(1～10年分)、国際出願に係る手数料の減免措置を講じます。2019年4月1日以降に出願審査請求・国際出願をする案件について、新たな減免制度が適用となります。

新減免制度では、軽減対象を全ての中小企業に拡大し、減免申請手続きを大幅に簡素化します。

◆入手方法

制度の詳細等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20190322/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線 2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:[hokkaido-chizai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chizai@meti.go.jp)



中小企業向け “使える！” 経済産業省支援メニューガイドブック  
～ 平成30年度補正予算・平成31年度当初予算・税制 ～  
(北海道経済産業局)

北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックは、以下からダウンロードできます。

【URL】 [https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/fyh30hosei\\_fyh31.pdf](https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/fyh30hosei_fyh31.pdf)

◆掲載事業

【設備投資】

- 1.ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
- 2.サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金  
生産性向上を目指す事業者のITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費を補助します
- 3.省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
工場・事業場における省エネ効果の高い設備の入替を支援します
- 4.中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例  
中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を税制面から支援します
- 5.生産性向上のための固定資産税の特例・中小企業経営強化税制  
新たに設備を取得する中小企業を税制面から支援します（法人税の即時償却または控除、固定資産税の軽減）

【技術開発】

- 6.戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）  
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から販路開拓までを支援します

【商品開発・販路拡大】

- 7.小規模事業者持続化補助金  
販路開拓や生産性向上に取り組む小規模事業者の広報費や展示会出展費等を補助します
- 8.国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金
  - (1) 地域産業資源活用事業  
地域資源を活用した商品・サービスの開発費や展示会出展費等を補助します
  - (2) 農商工等連携事業  
中小企業と農林漁業者との連携による新商品の試作開発費や販路開拓費等を補助します

【事業承継・創業】

- 9.事業承継補助金  
事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組を支援します

【海外展開】

- 10.JAPAN ブランド育成支援事業補助金  
海外展開に向けたブランド戦略の策定費や海外展示会への出展費等を補助します

【知財】

- 11.中小企業等外国出願支援事業補助金  
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します
- 12.特許料等の減免制度  
中小企業等を対象とした出願審査請求料、特許料等を軽減します

【相談】

- 13.北海道よろず支援拠点事業  
中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に向けたサポートを無料で行います

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課  
TEL:011-709-2311(内線 2521)

## 令和元年度（2019年度）北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について

【新規】（北海道）

道では、北海道表彰規則に基づき、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著なものを対象とした北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰を実施しています。

つきましては、令和元年度(2019年度)受賞候補者を次により募集しますので、幅広く御検討の上、積極的に御推薦いただきますようお願いいたします。

### ◆対象者

#### 1. 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体(グループを含む)であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、特にその功績が顕著なもの。

#### 2. 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者(本年4月1日時点で満45歳未満の者)。

### ◆表彰の方法

表彰状及び記念品の授与

(表彰予定数:北海道科学技術賞3名(団体)以内、北海道科学技術奨励賞5名以内)

### ◆審査等

- ・書面による審査
- ・候補者調査書に基づき、北海道科学技術審議会での審査等を行い、北海道知事が受賞者を決定します。

### ◆応募方法

- ・推薦期限:令和元年(2019年)7月19日(金)必着
  - ・提出書類:①候補者調査書、②附属資料(功績概要関連資料)、③候補者推薦書、④顔写真(電子データ)
- これら提出書類のうち①から③はA4判とし、紙に印刷したものを各1部提出するとともに、①、②及び④については電子データをCD-ROMまたは電子メールにて提出してください。

### ◆推薦要綱等

推薦要綱や推薦に必要な様式等は次のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyosuisen.htm>

### ◆お問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 科学技術振興室 科学技術振興グループ (担当:中川)

電話:011-204-5126、E-mail:[keizai.kagi@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.kagi@pref.hokkaido.lg.jp)

外国人ドライブ観光客の周遊・滞在データを無料で閲覧できる仕組みができました【更新】  
～北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を募集中～

(北海道開発局)

- 北海道開発局は、平成29年度、株式会社ナビタイムジャパン(本社:東京都港区)を協働実施者として、同社が開発・運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」を活用し社会実験を実施しました。この社会実験により把握したデータから、外国人ドライブ観光を促進することで、外国人観光客を道内地方部へ誘導できる可能性があることがわかりました。このことを踏まえ、北海道開発局と株式会社ナビタイムジャパンは平成30年4月に協定を締結し、外国人観光客の移動経路等データの継続的な把握に取り組んでいます。
- これらのデータを地方公共団体や観光関係団体等と共有することにより、オール北海道で外国人ドライブ観光を促進するため、新たな枠組みとして、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を設立しました(平成30年6月28日)。
- 設立当初は11機関でスタートした本プラットフォームも平成31年4月末現在で68機関のみなさまにご参加いただいております。引き続き、このプラットフォームに参加いただける地方公共団体・観光関係団体等を募集しております。

◆プラットフォーム概要

- (1) 名称:「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」
- (2) 事務局:国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課
- (3) 目的:(株)ナビタイムジャパンが運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」から得られる外国人観光客のデータを共有し有効に活用することで、北海道における外国人ドライブ観光の促進を図ることを目的とする。
- (4) 活動内容:①北海道における外国人ドライブ観光促進のための活動に関すること  
②外国人観光客データを収集するために行うアプリ等のPR活動に関すること  
③外国人観光客のデータ分析及び評価に関すること  
④その他、目的達成のために必要な活動に関すること
- (5) 構成員:(3)の目的に賛同する国、地方公共団体、観光関係団体等により構成  
※構成員は以下の URL を参照願います。  
(構成員名簿)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx-att/splaat000001bhgu.pdf>

▼「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」に関する募集内容等、詳細は以下のURLから御確認願います。

(北海道開発局ホームページ↓)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx.html>

※募集期間は定めておりません。随時募集しております。

▼平成31年3月28日に2018年の通年分析結果を公表いたしました。通年での分析は、今回が初めてであり、その結果、ドライブ観光の促進が地方部へ誘導効果をもたらすことを確認することができました。

(北海道開発局ホームページ↓)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001ki1s.html>

▼スマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」は以下のURLからダウンロードいただくことが可能です。

<http://hokkaido-travel.navitime.jp/inboundspstorage/hkd/contents/html/driving/>

<北海道ドライブ観光促進プラットフォームに関するお問合せ先>

◆北海道ドライブ観光促進プラットフォーム事務局(北海道開発局開発監理部開発連携推進課)

TEL:011-709-2024(直通) FAX:011-746-1032 E-mail: [hkd-ky-drivenate@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-drivenate@gxb.mlit.go.jp)

インフラの見学を取り入れたツアーを催行してみませんか【更新】

～「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています～  
(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などのインフラの役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、インフラを地域の観光資源として活用いただくことを目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、令和元年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、インフラの見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

◆取組概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただけます。

施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で普段は公開していないエリアをご覧ください。(無償対応)

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください、下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/u23dsn0000001fyn.html>

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。

(下線は令和元年度に新たに見学対象となった施設。網掛けは募集を終了した施設。)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山溪ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、国道 5 号 倶知安余市道路登川大橋上部工事(余市町)、国道 229 号 武威トンネル・ビューポイントパーキング(積丹町ほか)、国道 276 号 ビューポイントパーキング(倶知安町ほか)、国道 37 号白鳥大橋(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市ほか)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町ほか)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 5 号函館新道(花植)(函館市ほか)、国道 228 号函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(木古内IC)(北斗市ほか)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル避難坑)(七飯町)、函館港(クルーズ船対応岸壁)(函館市)、函館漁港(船入潤防波堤)(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(土別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、釧路湿原幌呂地区湿原再生(鶴居村)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 241 号そらの森(植樹)(弟子屈町)、国道 334 号知床横断道路(羅臼町)、国道 273 号 三国峠(上士幌町)、国道 274 号日勝峠(災害復旧)(清水町ほか)、国道 334 号知床横断道路(斜里町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

【見学施設の例】

白鳥大橋 (主塔からの眺め)



新桂沢ダム(嵩上工事)



滝里ダム(監査廊)



苫小牧港(東港区)



<公共施設見学ツアーに関するお問合せ先>

◆北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 「公共施設見学ツアー」総合窓口

TEL:(011)709-2311(内線 5442) FAX:(011)709-1032 MAIL:hkd-ky-genba-kengaku@ml.mlit.go.jp